

責任ある鉱物調達 調査説明会

第一部 責任ある鉱物調達対応の背景

2018年6月

一般社団法人電子情報技術産業協会

【本資料のご利用上のご注意】

本資料は、JEITA責任ある鉱物調達検討会 啓発・広報チームで作成したものです。
責任ある鉱物調達対応に関する情報について、なるべく幅広く、また正確を期すよう努力しておりますが、必ずしも最新の情報ではなく、正確ではない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

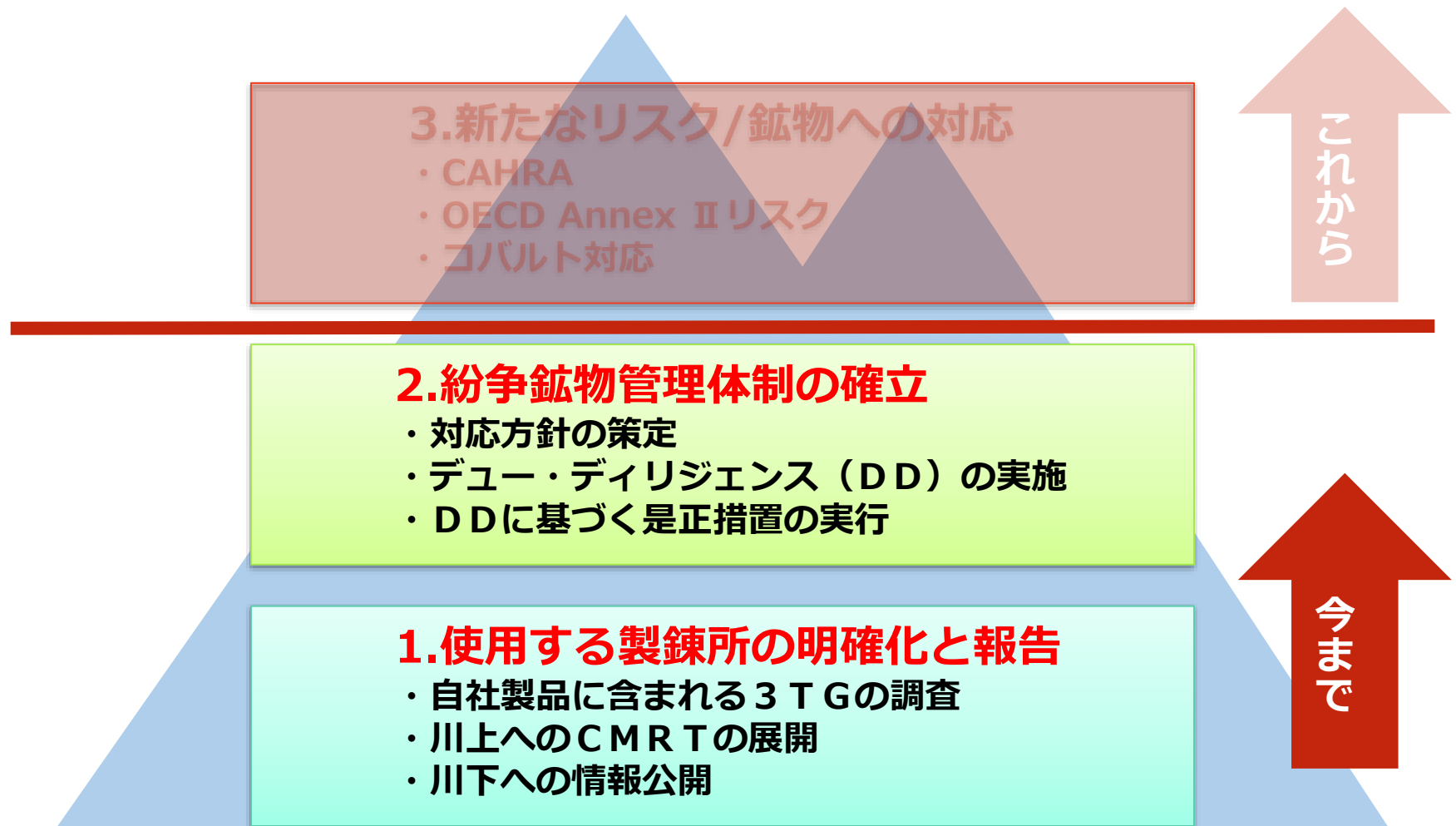
目 次

- 米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査
- デュー・ディリジェンス（DD）とは？
- 企業を取り巻く環境
- 紛争鉱物に関する欧米の規制
- 今後のトレンド（CSRリスクの拡大）

目 次

- 米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査
- デュー・ディリジェンス（DD）とは？
- 企業を取り巻く環境
- 紛争鉱物に関する欧米の規制
- 今後のトレンド（CSRリスクの拡大）

今まで（紛争鉱物調査）



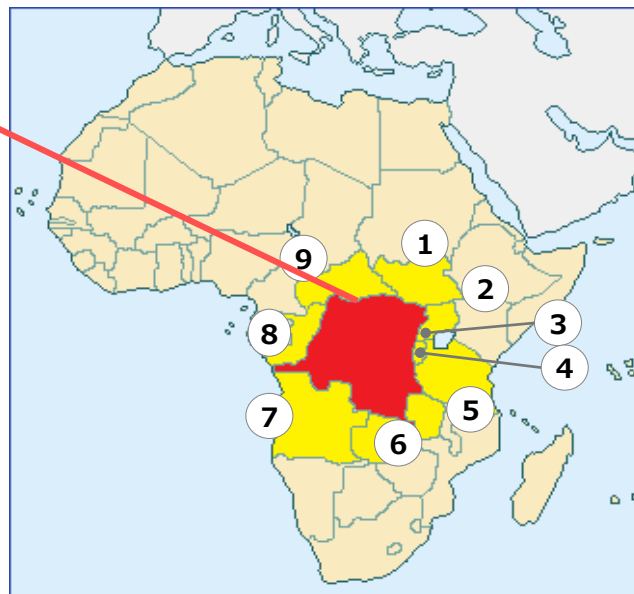
調査を通じて、責任ある鉱物調達（紛争鉱物）対応を積み重ねてきた

米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査

- **コンゴ民主共和国（DRC）及び周辺9ヶ国**で採掘される鉱物資源が、人権侵害、環境破壊等を引き起こしている武装勢力の資金源となっていることが懸念されています。
- それを受けて、2010年7月に米国金融規制改革法(通称「ドッド・フランク法」) に、以下の条項が設けられました。
 - ①「**タンタル、錫、タングステン、金（3TG）**」を**紛争鉱物（コンフリクト・ミネラル）**と定義
 - ②法の対象となる米国上場企業は、自社製品に使用される紛争鉱物が、これらの地域の武装勢力の資金源となっているかどうかを把握し、**年次で開示することを義務付けられました。**
- 川下企業の紛争鉱物調査とは、RMAP（旧CFSP）プログラムにより、**サプライチェーンを遡り製錬業者を特定し、その製錬所がこれらの地域における武装勢力の資金源となる鉱物を調達していないか確認**することです。

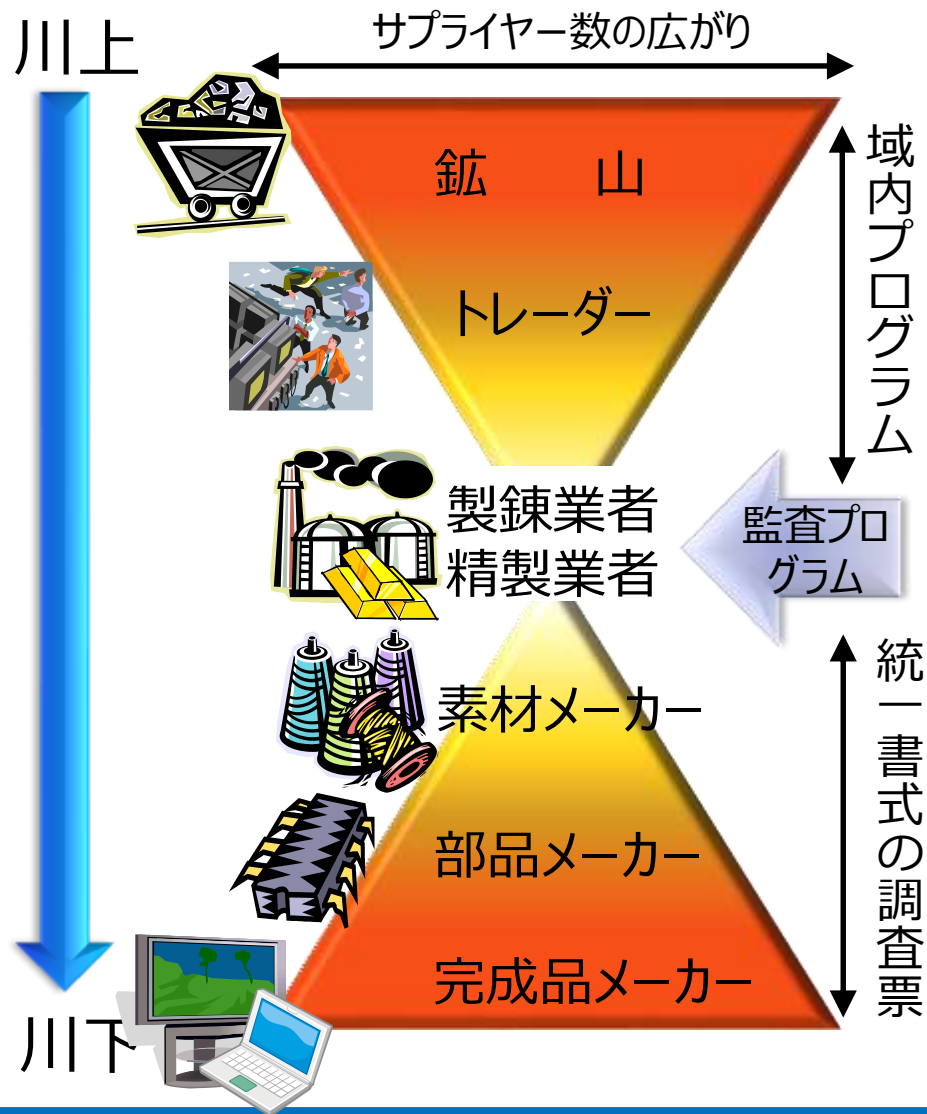
コンゴ民主共和国

- ①南スーダン共和国
- ②ウガンダ共和国
- ③ルワンダ共和国
- ④ブルンジ共和国
- ⑤タンザニア共和国
- ⑥ザンビア共和国
- ⑦アンゴラ共和国
- ⑧コンゴ共和国
- ⑨中央アフリカ共和国



調査開始から5年を超え、要求される水準が高まっている

Responsible Minerals Assurance Process (RMAP)



- ・ 個社が単独で3TGの原産地を調査すると、莫大なコストと時間が発生。

RMAPの調査手法

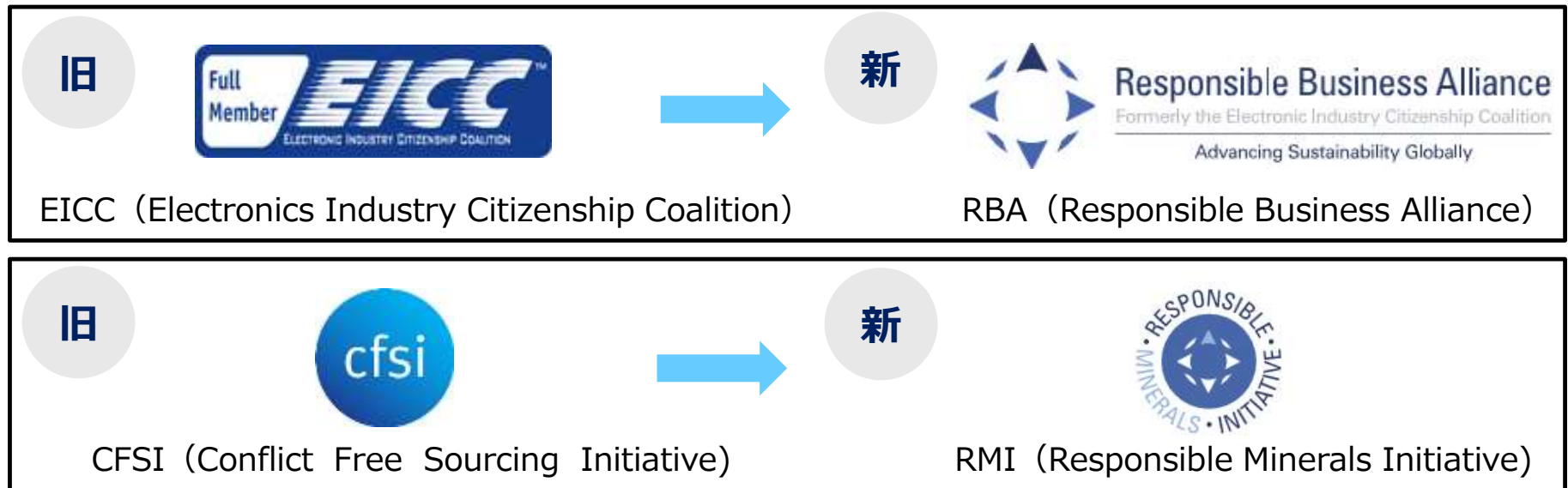
- ・ サプライチェーンを3つに分けることで、調査の効率化を図る。
- ・ 製錬業者から川上は、域内プログラムが調査実施。
- ・ サプライチェーン階層の中で少数の製錬業者を監査し、製錬された鉱物の起源を判定。
- ・ 製錬業者から川下は、調査票を統一し効率化を図る。

CFSP (Conflict-Free Smelter Program : 紛争フリー製錬所プログラム)
RMAP (Responsible Minerals Assurance Process : 責任ある鉱物保証プロセス)

従来はCFSPと呼ばれたが、DRC及び周辺国に限定しない調査プログラムに進化した。

EICC・CFSIの名称変更 (2017年10月17日~)

EICC (Electronics Industry Citizenship Coalition:電子業界CSRアライアンス)は、電子業界のみならず幅広い業界で活動を実現しており、このたび法人名を**RBA (Responsible Business Alliance)**に変更した。また、CFSI (Conflict Free Sourcing Initiative) も、DRC周辺国の紛争鉱物のみならず、世界中の幅広い鉱物を対象とするため、**RMI(Responsible Minerals Initiative)**に名称を変更した。



EICCは「RBA」に、CFSIは「RMI」に名称を変更

目 次

- 米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査
- **デュー・ディリジェンス（DD）とは？**
- 企業を取り巻く環境
- 紛争鉱物に関する欧米の規制
- 今後のトレンド（CSRリスクの拡大）

デュー・ディリジェンス（DD）とは？

デュー・ディリジェンス

⇒リスク査定（サプライチェーンの透明性を確保）

⇒**サプライチェーンを透明化し、原材料の由来に人権侵害などの問題の有無を確認、問題が確認された時には是正する活動**

OECDデュー・ディリジェンスは、その活動指針

【正式名称】

OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas
OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス

【目的】

企業が人権を尊重し、供給業者の選定を含む資源調達に関する意思決定を通じて紛争に手を貸してしまうことを回避するための支援を目的として作成

【目的を達成するための5段階の枠組み】

ステップ1：強固な企業管理システムの構築

ステップ2：サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価

ステップ3：特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施

ステップ4：独立した第三者による製錬／精製業者のデュー・ディリジェンス行為の監査を実施

ステップ5：サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告

（出展）<http://www.oecd.org/daf/inv/mne/OECD-Due-Diligence-Guidance-Minerals-Edition3.pdf>

目 次

- 米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査
- デュー・ディリジェンス（DD）とは？
- **企業を取り巻く環境**
- 紛争鉱物に関する欧米の規制
- 今後のトレンド（CSRリスクの拡大）

過去、世界で起きた人権問題事例

■ 米国スポーツ用品ブランドの不買運動（1997年）

米国スポーツ用品ブランドの委託するベトナムなど東南アジアの下請工場で、強制労働、児童労働、低賃金労働、長時間労働、セクシャルハラスメントの問題があることが暴露され、こうしたスウェット・ショップ（搾取工場）と取引する同社に対して米国を中心にインターネットを通じた反対キャンペーンが起き、製品の不買運動、訴訟問題にまで発展した。

（出展）ニューヨークタイムズ<https://www.nytimes.com/1997/11/08/business/nike-shoe-plant-in-vietnam-is-called-unsafe-for-workers.html>

■ バングラディシュのビル倒壊事故（2013年）

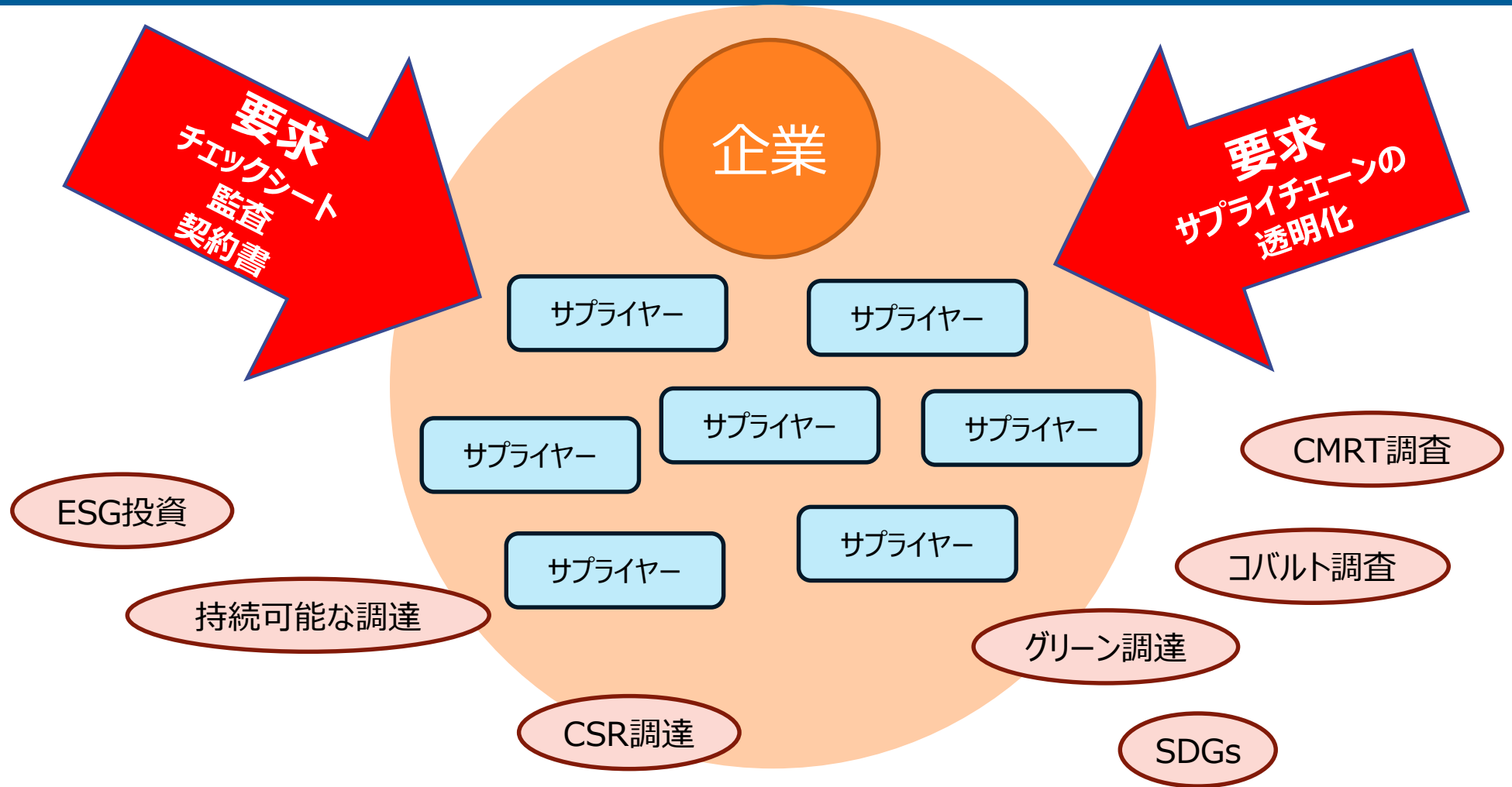
ダッカ近郊のビルが崩落した事故で死者は1,000人以上に上った。

ビル倒壊の責任の所在を巡る議論では、同国の衣料品を輸入する欧米企業がコスト削減を強制した結果、工場作業員は劣悪な環境での労働を強いられているとの批判を浴びた。

（出展）CNNニュース「バングラディシュのビル倒壊事故、死者1000人超す」<https://www.cnn.co.jp/world/35031896.html>

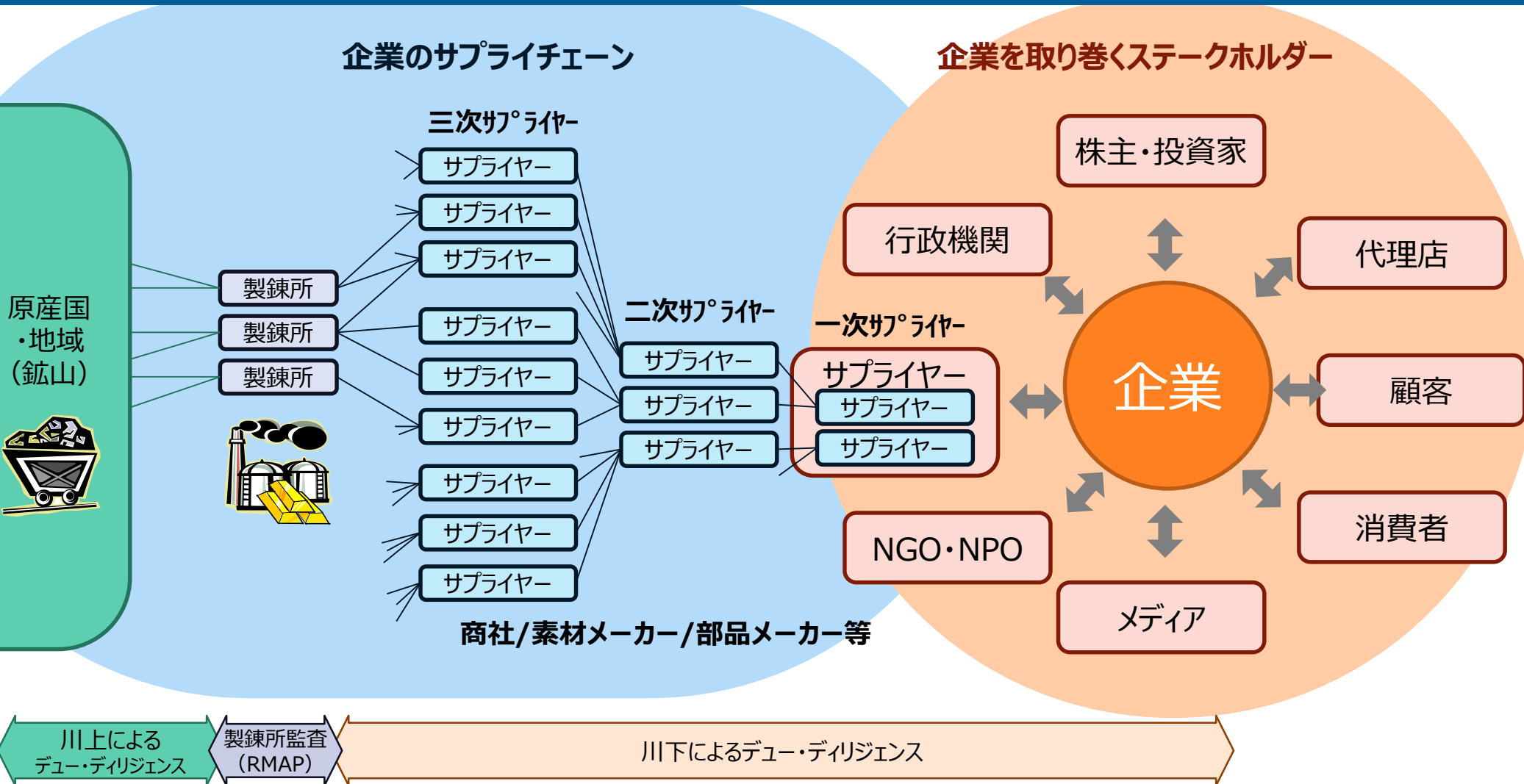
**企業のサプライチェーン上で起きた人権問題は企業価値を大きく毀損
自社だけではなく、原材料や部品などの調達先全体に責任を持つ必要がある**

ステークホルダー（顧客など）からの社会的な要請



法律以上の要求レベル（当該企業のみならず、紐付くサプライヤーを含めた要求）
契約書・同意書などでコミットの要求増

企業のサプライチェーンとステークホルダー



企業はステークホルダーからの要求により、サプライチェーンを透明化
問題が確認された時には是正していく

目 次

- 米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査
- デュー・ディリジェンス（DD）とは？
- 企業を取り巻く環境
- **紛争鉱物に関する欧米の規制**
- 今後のトレンド（CSRリスクの拡大）

紛争鉱物に関する欧米の規制

	アメリカ	EU
発行日	2010年7月 ドッド・フランク法 2012年8月 SEC規則	2017年7月 発効 2021年1月 全面適用 (デュー・ディリジェンス義務化)
対象者	米国上場の製造業者	EUに鉱物（鉱石・未加工金属）を輸入する企業 (*）部品・製品の状態で輸入している企業は対象外
対象リスク	武装勢力の資金源か否か	OECD ANNEX II ベース (児童労働を含む人権侵害全般)
対象鉱物	スズ、タンタル、タングステン、金	スズ、タンタル、タングステン、金
対象地域	DRC及び周辺国	紛争地域および高リスク地域 (CAHRA)
事業者が行うこと	1. 3TG使用有無、原産国調査 2. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス 3. 年次報告書提出	1. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス 2. 年次報告書提出 3. 各国による事後確認
今後の動き	ドッド・フランク法廃止の動きがあるが、法案可決の見通しは立っていない。現時点でも法律は有効	紛争地域及び高リスク地域の定義に基づくハンドブック、責任ある製錬所リストを準備中

米国 ⇒ 紛争鉱物調査を実施（今後も続く）

EU ⇒ EUに鉱物（鉱石・未加工金属）を輸入する企業が対象、
但し、EUは3年毎に規制を見直すため、今後川下企業も対象になる可能性がある

CSRリスクの拡大

「DRC及び周辺国の紛争リスク」→「OECD Annex IIリスク」へ

OECD DD Guidance Annex II

紛争地域および高リスク地域（CAHRA）からの鉱物の責任あるグローバル・サプライチェーンのためのモデル・サプライチェーン指針

1. 非政府武装集団 に対する直接的または間接的支援
2. 鉱物の採掘、輸送、取引に関連した人権侵害（児童労働など）
3. 公的または民間の保安隊による不法行為（みかじめ料）
4. 贈収賄および鉱物原産地の詐称
5. 資金洗浄
6. 政府への税金、手数料、採掘権料の未払い（脱税）

**【重要】2018年6月RMAP（旧CFSP）の監査プロトコルの変更
現行の認定製錬所リストも変化が起こりうる。**

紛争地域および高リスク地域（CAHRA）とは？

■ CAHRAの定義について

OECDのDDガイダンス附属書IIにおけるConflict-Affected and High-Risk Area

紛争地域および高リスク地域は、武力による紛争、広範にわたる暴力、もしくは人々に危害が及ぶその他のリスクの有無によって識別される。

武力による紛争は様々な形をとることがあり、例えば、2カ国ないしそれ以上が関与することになれば、解放戦争、反乱、内戦などによることもある、国際的もしくは非国際的対立などである。

高リスク地域には、政情不安や抑圧、制度上の欠点、不安定などが見られる地域や、国内のインフラが崩壊した地域、さらに暴力が広範におよんでいる地域などがある。これらの地域では広範におよぶ人権侵害や、国内法または国際法違反が見られる。

今までは、DRC紛争に関与する鉱物(3TG)の調査に限定されていた
今後は、DRC紛争に限定されず幅広いリスク・地域・鉱物の調査に対象が拡大

(参考) リスク地域の例

CONFLICTS IN 2017
(NATIONAL AND INTERNATIONAL LEVEL)

DRCの紛争



WWの紛争

テロ支援国家

テロ組織

児童就労

強制労働

人権問題

環境破壊

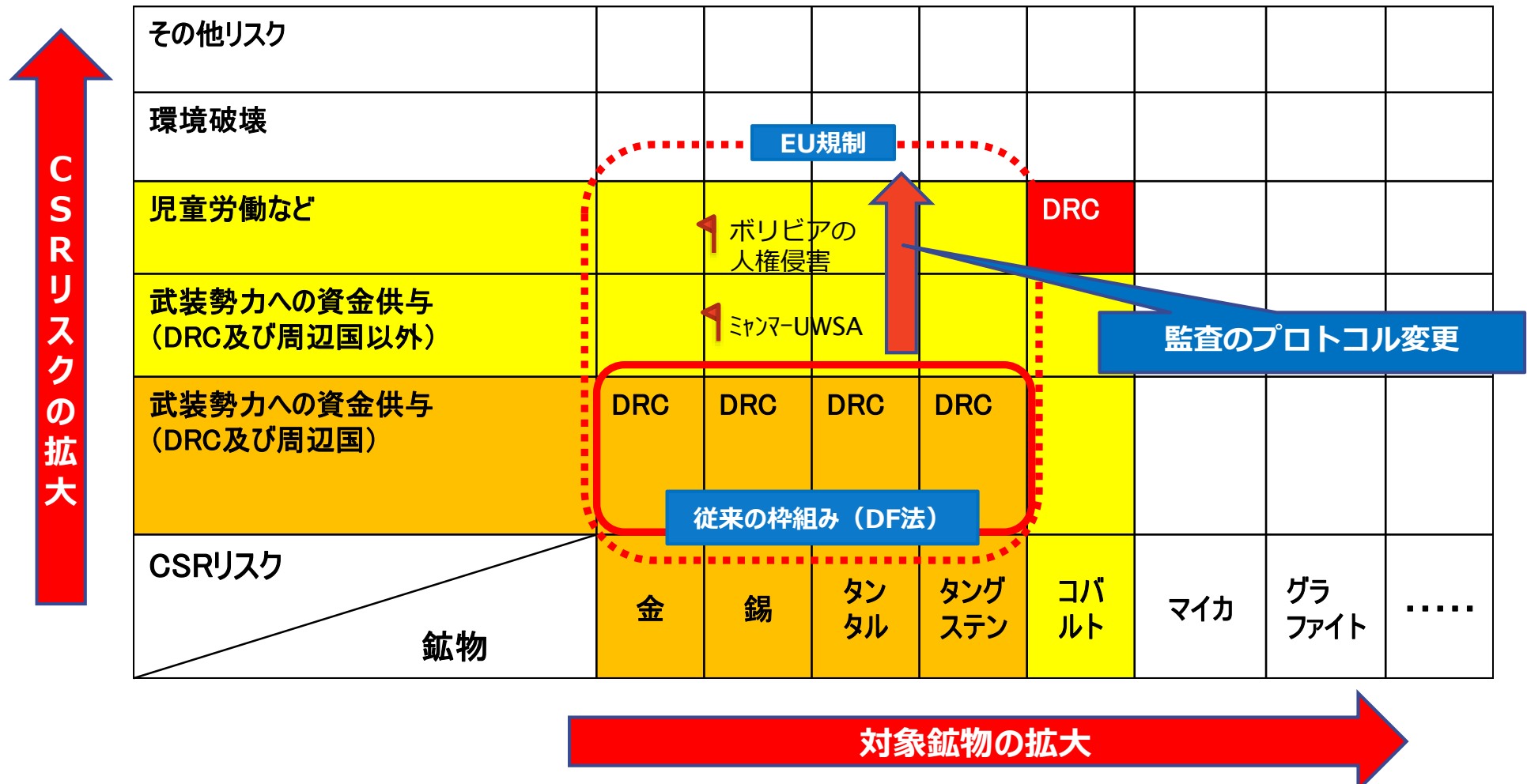


(出展) Heidelberg Conflict Barometer 2017
<https://hiik.de/conflict-barometer/current-version/?lang=en>

目次

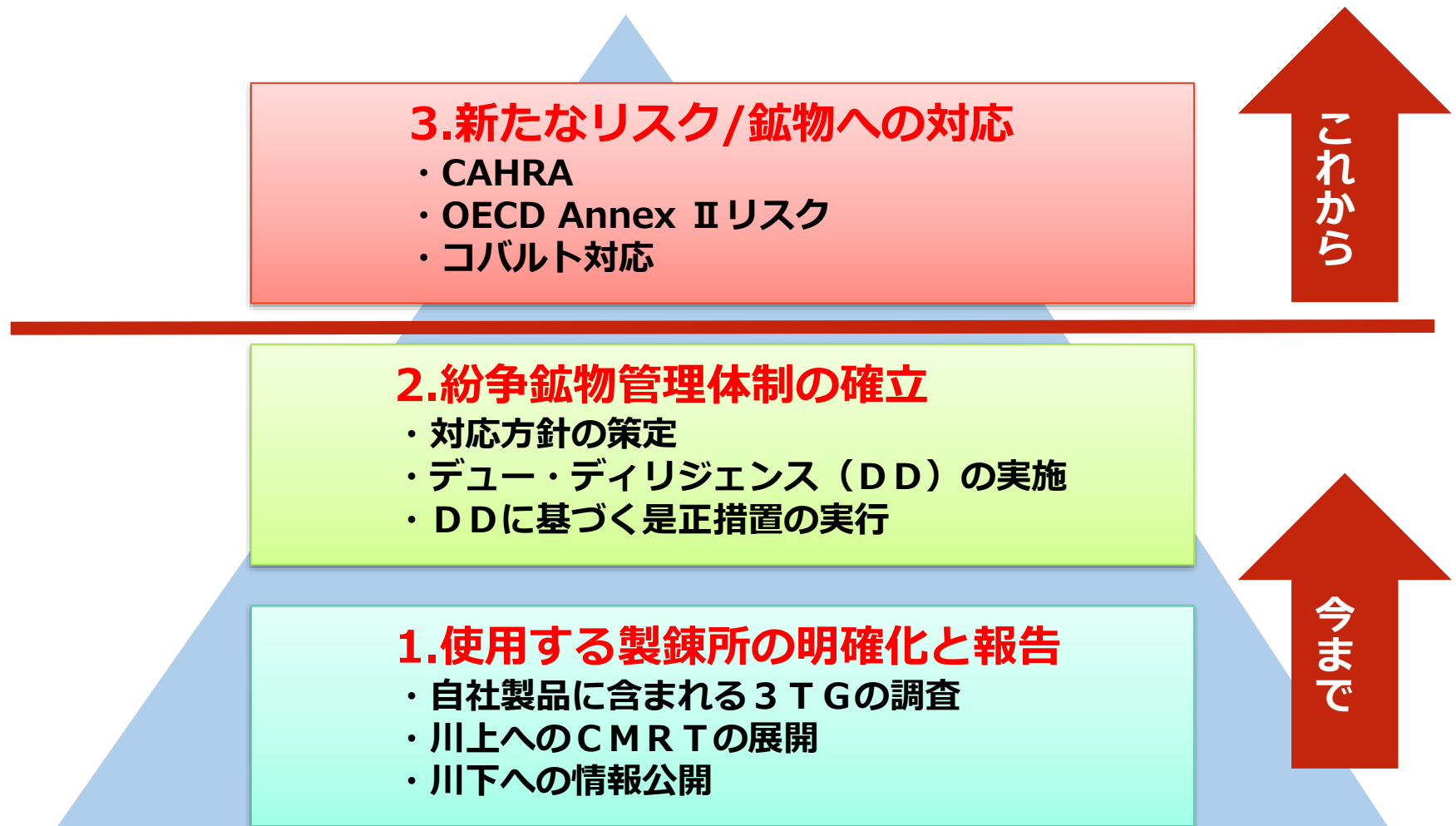
- 米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査
- デュー・ディリジェンス（DD）とは？
- 企業を取り巻く環境
- 紛争鉱物に関する欧米の規制
- 今後のトレンド（CSRリスクの拡大）

今後のトレンド（リスクの拡大イメージ）



『責任ある鉱物調達』としてCSR調達要求の拡大
DRC紛争以外の人権問題への関与もリスクとして、調査対象の拡大

今まで（紛争鉱物調査） ・ これから（責任ある鉱物調達）



調査を通じて、責任ある鉱物調達（紛争鉱物）対応を積み重ねてきた。これからは？

まとめ

- 米国ドッド・フランク法対応（紛争鉱物調査）は従来通り実施されます。
- 国際的なイニシアチブの名称がRMI（Responsible Minerals Initiative/旧CFSI）に変わりました。同時に、製錬所の監査プロトコルの名称もRMAP（Responsible Minerals Assurance Process/旧CFSP）に変わり、紛争以外のリスクも包含した監査基準になりました。
- CSRリスクが拡大しています。企業は今後もしっかりとデュー・ディリジェンス（サプライチェーンを透明化し、原材料の由来に人権侵害などの問題の有無を確認、問題が確認された時には是正）に取り組む必要があります。